

平成30年度

事業計画書

(第9期)

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号

日本自動車会館11階

目 次

【公1】 自動車リサイクルに関する事業	1
I . 資金管理業務に関する事業.....	1
II . 再資源化等業務に関する事業.....	3
III . 情報管理業務に関する事業.....	5
IV . 自動車リサイクルの促進に関する事業	7
【公2】 二輪車リサイクルに関する事業	8

【公1】自動車リサイクルに関する事業

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I. 資金管理業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第92条に規定される資金管理法人として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される業務(資金管理業務)を実施するものである。

平成30年度の取組みとして、特定再資源化預託金等(以下「特預金」という。)の新たな用途の検討及び発生要因の分析、平成31年4月からの輸出取戻し手数料額の改定等を実施する。

<事業内容>

平成30年度に資金管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、また、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行う。

平成30年度は、新車登録・検査時預託538万台分556億円、引取時預託5万台分3億円のリサイクル料金の収受が見込まれる。

収受形態	台数	リサイクル料金収入
新車購入時預託	5,380千台	55,581百万円
引取時預託	49千台	262百万円
合計	5,429千台	55,843百万円

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

平成30年度末における保有債券額面残高は8,885億円が見込まれる。このうち、平成30年度の新規債券取得額面金額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は837億円が見込まれる。

また、環境保全等に資する管理、運用の在り方等の検討を通じ、社会貢献に努めていく。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、

リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

平成30年度は、ASR327万台分200億円、エアバッグ類281万台分66億円、フロン類300万台分62億円、情報管理料金338万台分6億円及び利息として合計48億円が見込まれる。

品目	台数	払渡支出(利息除く)
ASR	3,274千台	20,004百万円
エアバッグ類	2,807千台	6,596百万円
フロン類	3,003千台	6,246百万円
情報管理料金	3,383千台	616百万円
合計		33,463百万円

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

平成30年度は、148万台分168億円及び利息として19億円が見込まれる。

5. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金の収受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼働のための万全な運営・管理を行う。

平成30年度における実施策は以下を予定している。

- (1) 法対象外冷媒(HFO-1234yf)搭載車の誤預託防止を目的として、リサイクル料金の誤設定の恐れがある車台情報を検知し、自動車製造業者等に連絡するシステムを構築する。
- (2) 自動車所有者が利用する一般料金照会機能及び車両状況照会機能について、個人情報保護の観点からセキュリティ強化を実施する。

6. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特預金の出えん等を行う。

- (1) 離島対策等支援事業に要する費用95百万円に加え、不法投棄等対策支援事業の拡充に要する費用として3百万円を計上し、合計98百万円を指定再資源化機関に対し出えんする。
- (2) 大規模災害発生に備えた自治体向けの事前対応に要する費用として17百万円を指定再資源化機関に対し出えんする。
- (3) 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンター機能維持のための更新に要する費用として139百万円を情報管理センターに対し出えんする。
- (4) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する費用として、資金管理法において104百万円を充て、情報管理センター及び指定再資源化機関に対しそれぞれ、10百万円、3百万円を出えんする。

7. 特預金の新たな使途の検討及び発生要因の分析等

残高が160億円超(利息を含む)となる特預金について、自動車リサイクルの一層の推進を通じて社会貢献をすべく、新たな使途を検討する。また、特預金の発生要因の分析を行い、特預金の在り方についての検討を行う。

なお、発生要因のうち法第98条第1項第4号に規定される「20年時効」に該当するケースについては発生見込み額を予測し、それに対応する具体的な業務運用及びシステム設計等を実施する。

8. 輸出取戻し手数料額の改定

中古車輸出時のリサイクル料金返還業務については、平成26年4月に実施した手数料額改定以降、運営コスト削減を進めた結果、収支が黒字基調となったことから、今後の収支を精査したうえで、平成31年4月に輸出取戻し手数料額を改定する。

9. コンタクトセンター及び輸出返還事務センターの品質向上と効率化推進

自動車ユーザーや関連事業者との接点であるコンタクトセンターと輸出返還事務センターの委託業務内容の見直し等を実施したうえで、最適な業務体制の在り方を再検討し、業務の更なる品質向上と効率化を図る。

II. 再資源化等業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条に規定される指定再資源化機関として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される業務(再資源化等業務)を実施するものである。

平成30年度の取組みとして、特に地方公共団体のためのセーフティネット機能を強化し、災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動や、全国に残存する使用済自動車等の不法投棄・不適正保管事案の解消に資する知見の共有等を行い、国が定めた方針等に基づくモデル事業や事案の解消に向けて支援を実施する。

<事業内容>

平成30年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、年間製造・輸入台数が1万台以下の自動車製造業者である特定自動車製造業者等31社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要の行為を実施する。

平成30年度はフロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で17,880台分、0.7億円の委託料金等収入を見込んでいる。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等（並行輸入車、自動車製造業者または輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者が確定できない自動車）に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する。

平成30年度はフロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で20,520台分、1.7億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

本業務においては、義務者として再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えん、その他の協力を行う。

平成30年度は定常的な取組みにより、82市町村に対し、24,234台分、1.1億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を行う。
- (3) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、市町村支援を講じる。
- (4) 年間20市町村を対象に申請証憑の確認等を実施し、事務精度を維持する。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行う。

平成30年度は、不法投棄等対策支援事業の協力を要請する地方公共団体がないたため出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し出えんの必要が生じた場合は補正予算にて対応する。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 不法投棄・不適正保管事案に関する課題解決を図るため、情報提供・助言等を実施する。
- (2) 不法投棄・不適正保管の残存事案及び新規事案について、現地調査及び情報の整理を行い、事案の解消に向けた意見交換を行う。
- (3) 不法投棄等の未然防止・解消に向け、平成30年度は平成29年度に引続いて以下の取組みを検討、実施する。
 - ① 地方公共団体のニーズを踏まえて既存の不法投棄等対策支援を拡充するため、国は平成29年度より、平成30年度の実施に向けてモデル事業の検討を進めている。本財団は当該モデル事業に基づき、本財団による支援実務の実施内容を検討する。
 - ② 上期に全国8ブロックで実施する自治体担当者基礎知識研修(座学

研修)、および下期の実施を検討する担当者ステップアップ研修(実地研修)を通じて、地方公共団体担当者に不法投棄・不適正保管事案解消に向けた知見を提供する。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施する。

平成30年度は、地方公共団体からの要請見込みがないため出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。また、地方公共団体からの相談については全件対応を行う。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成30年度は、地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新規の要請が発生した場合は、必要な行為を実施する。また、地方公共団体その他の者からの相談については全件対応を行う。

7. 大規模災害対応

災害発生時の地方公共団体の対応の円滑化に向け、平成30年度は平成29年度に引続き環境省と連携し、被災自動車の処理円滑化に資する手引書、事例集等による情報提供・啓発や体制整備、処理計画の策定等の支援を行う。

また、新たに本財団の更なる機能・役割の発揮に向けて、災害時に発生する番号不明被災自動車の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、地方公共団体に協力することを目的に、環境省による「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)」への加入を年内に検討、判断する。

なお、平成29年度の3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、平成30年度実施する3号から5号までに掲げる業務の費用に充てる。

Ⅲ. 情報管理業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条に規定される情報管理センターとして経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される業務(情報管理業務)を実施するものである。

平成30年度の取組みとして、自動車リサイクルシステムすべての利用者の満足度向上を目指し、様々なニーズに基づいたシステム改善を実施するとともに、コンタクトセンターの利用者ニーズに基づいた改善と業務効率化を実現する。

＜事業内容＞

平成30年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び自治体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

また、システム運用の円滑化を図るべく、電子マニフェストシステムの利用実態を調査・分析し、環境整備等の改善活動を実施する。

(1) 移動報告情報の適正化検討

- ① 事業者の基本情報・装備情報等の入力ミス防止機能新設の企画・設計を開始する。
- ② 事業者登録変更申請の電子化システムの更なる改善を実施する。

(2) 電子マニフェストシステムの維持・管理の効率化検討

- ① 複数の事業所を有する事業者からの大量の変更申請を一括変更処理できる機能を新設する。上期より3割削減の効率化を目指す。
- ② 警察等からの捜査依頼及び義務者からのニーズに対応するため、特定の車両が移動報告された際の情報捕捉機能の企画・設計を開始する。

(3) 移動報告継続不可車両取扱いの適正化検討

廃車として引取後、車両の滅失や事業者の廃業理由で、長期間移動報告されない事案が30万件超発生している。使用されないリサイクル料金の問題と合わせて、関連部署と処理の適正化に向けたガイドラインを検討する。

2. コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問合せ対応及び事務作業の適正処理のため、コンタクトセンターの効率的かつ安定的な運営に努める。

(1) お客様満足度向上対策

要員の体制強化及び回答内容の品質向上と件数削減対策を実施する。上期より安定的な月間応答率80%以上を目指す。

(2) コンタクトセンターと輸出返還事務センターとの連携による質向上と効率化推進

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンターと輸出返還事務センターの委託業務内容見直し等を実施したうえで、最適な業務体制の在り方を再検討し、業務の更なる品質向上と効率化を図る。

3. 書面利用移動報告事業(書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力)

関連事業者等からファクシミリを使用して書面の提出により使用済自動車等の移動報告を受けたときは、法第117条第1項の規定により定められた情報管理業務規程(以下「情報管理業務規程」という。)に基づき、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシステムに入力する。

4. 書類等交付事業(関連事業者等への書類等の交付)

関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容について書類等の交付を請求されたときは、情報管理業務規程に基づき、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付する。

5. 移動報告事項送信事業(特定再資源化等物品の引取り情報に係る送信の受託)
自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理法人に対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物品の引取りを証する情報を資金管理法人へ送信する。

IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業

本事業は、資源の有効な利用向上及び環境の保全に資する自動車リサイクル法(以下「法」という)に基づく「自動車リサイクルシステム」を中心とする自動車リサイクル全般の普及・啓発活動、情報提供、更にはより高度な自動車リサイクル及び適正処理を達成するための調査・研究や国内外の関係機関・団体との交流や協力を行うことにより、自動車ユーザーを含む国民一般の便益と国民生活の維持向上に貢献するものである。

平成30年度の取組みとして、平成29年度に新たに築いた「自動車リサイクルがもたらすユーザーベネフィットの伝達」に主眼を置いた活動の方向性の下、さらに地方ユーザーを意識しながら“点”での取組みを“面”へと活動の幅を広げ、ユーザーのために質の高い情報発信を積極的に取り組む。また、自動車製造業者等、関係団体、関連事業者、自治体に代表される自動車リサイクルの関係者間の連携を進めていく。

<事業内容>

平成30年度に自動車リサイクルの促進に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

1. 情報発信の取組み

ユーザーにとって利便性が高く、コスト効率が良い手法を用いて、ユーザーに質の高い情報を提供する。そして、ユーザーとのコミュニケーションの回数を増やし、効果的にメディアを活用しながら、“点”での取組みを“面”への取組みへと活動の幅を広げていく。

(2) 質を高めた情報発信の取組み

平成29年度制作した「リサイクル料金の使途」「リサイクル率99%」「クルマの資源的価値」などの広報コンテンツの質を高めながら、ユーザー視点で分かりやすい情報を発信する。

(3) 各種イベントでの情報発信の取組み

全国各地域で開催される各種イベントへの出展回数を増やし、来場されたユーザーに分かりやすい情報を提供するとともに、地域メディアや自治体と直接のコミュニケーションを図りながら、幅広くユーザーの認知向上に取り組む。

(4) 将来のユーザーへの情報発信の取組み

自動車運転免許教習生に向けたクルマ社会におけるユーザーの自動車リサイクルへの関り方についての情報を分かりやすい内容に見直し、発信する。

(5) 学校教育と連動した情報発信の取組み

平成29年度初めて実施した自動車リサイクルの取組みを学ぶ小学生とその保護者に向けた情報発信の取組みの質を高め、関係者と連携しながら、さらに幅を広げていく。

(6) メディアを活用した効果的な取組み

新聞・テレビ・雑誌・SNS など、メディアミックスによる効果的な情報伝達の方法の検討を進め、ターゲットに対して効果的に情報を届ける。

2. 情報収集に関する取組み

分かりやすい情報へと広報コンテンツの質を高め、ターゲットとなるユーザーに対して効果的に情報を届けられるように、ユーザーの自動車リサイクルについての認知状況や自動車リサイクルの関係者のニーズを把握する。

(7) ユーザーの認知状況の把握

ユーザーを対象とした自動車リサイクルに関する認知状況調査では、内容や用語の使い方を見直し、分かりやすい調査を実施したうえで状況を把握する。

(8) 各種ニーズの把握

ユーザーを始めとした関係者のニーズを把握し、関係者と共有する。

なお、【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、リサイクル料金等の收受、電子マニフェスト報告等に関するコンピュータシステムが必要となるため自動車リサイクルシステムを構築、運用している。平成30年度の取組みとして、データセンター機能維持のための更新に注力すると共に、IT活用による業務環境の改善を図る。加えて、今後検討するシステム全面刷新に向けた事前調査を開始する。

【公2】二輪車リサイクルに関する事業

<基本方針>

本事業は、二輪車リサイクルシステム(国内二輪車メーカー4社が自主取組みとして運営)(以下「二輪車リサイクル」という。)に係る業務のうち、広報、二輪車リサイクルコールセンター運営、自治体対応及び会議体事務局等の業務を、国内二輪車メーカー4社から受託し、二輪車リサイクルの普及を促進している。

平成30年度の取組みとして、国内二輪車メーカー4社からの受託業務の安定運用を図りつつ、広報に注力する。特に平成28年度より取り組んでいる廃棄二輪車取扱店(以下「廃二店」という。)に向けた広報を継続強化するとともに、ユーザーに向けた周知活動も強化することで、二輪車リサイクルの適切な利用を促し循環型社会の構築に貢献する。

<事業内容>

平成30年度に二輪車リサイクルに関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

1. 廃二店への広報の継続強化

(1) 廃二店への周知を強化する

二輪車リサイクルの周知徹底を図るため、廃二店の中でも廃車を取り扱う機会の多い大手量販店への直接訪問を強化し、平成29年度に刷新・配布した店頭資材の活用を促す(平成29年:1店舗、平成30年度:10店舗以上)。また、多くの廃二店を組合員に有する全国29のオートバイ事業協同組合に訪問し、廃二店への周知を図る(平成29年度:12ヶ所、平成30年度:17ヶ所)。

(2) 関連団体等との連携による廃二店への理解促進を継続する

一般社団法人自動車公正取引協議会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、国内卸販売会社との連携による廃二店への周知を継続する(イベントや講習会、機関誌等の活用)。

2. 社会認知度向上へ向けた広報の強化

(1) ユーザーに対する直接訴求を強化する

- ① 二輪車リサイクルを周知する場所として、従来の東京モーターサイクルショーに加え、新たに大阪モーターサイクルショーにも出展し、直接訴求する機会を増やす。(昨年度来場者数:東京14万6千、大阪6万6千人、合計21万2千人)。さらに展示物を刷新することで、来場者の理解を深める。
- ② 日本二輪車普及安全協会と連携し、ユーザーイベントで周知する。

(2) 自治体との連携を継続し、適正な住民案内を促進する

- ① 全1741自治体の一般廃棄物処理対策・普及広報関連部署へ、二輪車リサイクルの情報提供及び平成30年度版パンフレットの発送を実施し、自治体による住民への二輪車リサイクルの案内を促進する。
- ② 公益社団法人全国都市清掃会議主催の会合に出席し、住民への二輪車リサイクルの案内を推進するよう、会員568自治体へ周知する。
- ③ ユーザーによる廃車手続き時に適切な処分案内がなされるよう、自治体の廃車手続き窓口(人口5万以上561自治体及び53運輸支局)へ、二輪車リサイクルの情報を発信する。

3. 排出希望者からの問合せ対応の継続

(1) コールセンターの品質、問合者満足度の向上を図る

- ① 問合者ニーズ、環境変化に対応することで必要に応じてスクリプト・FAQ等を改訂し平均応答時間を10秒短縮する(平成29年4~12月:4分44秒)。
- ② オペレーターの応答スキル向上に向け、定例研修を年に6回以上実施し、問合者満足度の向上を目指す。
- ③ バックオフィス業務等の効率化を図る。

4. 放置二輪車の処理の継続支援

自治体による放置二輪車の適切且つ速やかな処理を継続支援する。また、放置二輪車処理担当部署に二輪車リサイクルを直接周知する(平成29年度:人口10万以上290自治体、平成30年度:人口5万以上・10万未満271自治体)。

以上